

立川市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）
の公布による。

立川市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 会計年度任用職員に対する報酬の額は、日額、月額又は時間額で定めるものとし、別表第1に定める額を超えない範囲内において、別表第2に定める勤務態様に対応した支給単位により、任命権者が市長と協議して定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職務の性質上これにより難い職にある者の報酬の額は、任命権者があらかじめ市長と協議して定める額とする。

3 前2項の規定により報酬の額を定めるときは、会計年度任用職員の職務の複雑性、困難性、特殊性及び責任の軽重に応じ、かつ、常勤職員の給与との権衡を考慮してしなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、報酬の額に関し必要な事項は、規則で定める。

(報酬の支給)

第3条 日額による報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した総額を翌月20日までに支給する。

2 月額による報酬の支給方法は、一般職の職員（法第22条の2第1項に規定する職員を除く。以下同じ。）の例による。

3 時間額による報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務時間数により計算した総額を翌月20日までに支給する。

4 会計年度任用職員が所定の勤務日数及び勤務時間数の全部又は一部について勤務しないときは、規則で定める場合を除き、その勤務しない日数及び時間数の報酬の額を支給しない。

(費用弁償)

第4条 会計年度任用職員が公務のため出張したときは、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費及び宿泊料とし、その額、支給方法及び算定方法は、一般職の職員の例による。

(期末手当)

第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する会計年度の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは任期の満了により失職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、第2条の規定により定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、100分の130を乗じて得た額に規則で定める在職期間に応じた支給割合を乗じて得た額とする。

- 3 期末手当の不支給及び一時差止めは、一般職の職員の例による。

- 4 前3項に規定するもののほか、期末手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。

(支給方法の特例)

第6条 報酬及び期末手当は、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支給することができる。

(適用除外)

第7条 前各条の規定は、立川競輪場会計年度任用職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成29年立川市条例第26号）第1条に規定する会計年度任用職員には適用しない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

日 額（円）	月 額（円）	時 間 額（円）
21,900	445,000	7,300

備考 この表に定める報酬の額は、立川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年立川市条例第16号）第10条に規定する通勤手当に相当する報酬の額、同条例第10条の2に規定する特殊勤務手当に相当する報酬の額、同条例第14条に規定する時間外勤務手当に相当する報酬の額、同条例第15条に規定する休日勤務手当に相当する報酬の額、同条例第16条に規定する夜間勤務手当に相当する報酬の額その他規則で定める報酬の額を含まない。

別表第2（第2条関係）

勤務態様	支給単位
日を単位とする勤務	日
日又は時間を単位としない勤務	月
時間を単位とする勤務	時間